

名古屋市立ち直り支援推進企業等認定制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用する事業者（以下「協力雇用主」という。）を「立ち直り支援推進企業」として、また、協力雇用主を積極的に下請として活用する事業者を「立ち直り支援応援企業」として認定するために必要な事項を定めることにより、協力雇用主の社会的評価の向上を図り、雇用を通じて犯罪をした人等の社会復帰を支援する機運を高めることで安心・安全な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「企業」とは、株式会社、個人事業主、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等をいう。

2 この要綱において「事業所」とは、本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められるものをいう。

（対象企業）

第3条 立ち直り支援推進企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 市内に事業所があり、協力雇用主として法務省名古屋保護観察所に登録されていること。

(2) 更生保護法第48条に規定する保護観察対象者、同法第85条及び第86条に規定する更生緊急保護対象者又は同法第88条の2に規定する刑執行終了者等に対する援助対象者を一定期間（認定の申請開始月の前月末までの直近2年の間に同一の者を通算して3か月間以上）雇用した実績があること。

2 立ち直り支援応援企業の認定の対象となる企業は、次の各号の要件に該当するものとする。

(1) 市内に事業所があり、認定の申請開始月の前月末までの直近2年の間に立ち直り支援推進企業（公表済みの企業に限る。）を国及び地方公共団体

が発注する工事請負及び業務委託において、一次下請企業として活用した実績があること。

(2) 立ち直り支援推進企業を積極的に一次下請企業として活用することを宣言すること。

(3) 立ち直り支援推進企業の認定を受けていないこと。

3 前2項の規定に関わらず、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める企業を対象としないことができる。

(1) 過去2年間に、この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行った企業。

(2) 過去2年間に、虚偽の申告その他不正な手段により第6条の認定を受けようとした企業。

(3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19条）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている企業又は同第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する企業。

（認定範囲）

第4条 前条に規定する立ち直り支援推進企業及び立ち直り支援応援企業（以下「立ち直り支援推進企業等」という。）として認定する企業の認定範囲は、企業単位とする。

（申請方法）

第5条 立ち直り支援推進企業の認定を受けようとする企業の代表者は、市長が別に定める期限までに、名古屋市立ち直り支援推進企業等（新規・更新）認定申請書（第1号様式）（以下「認定申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

(1) 保護観察対象者等の雇用等に関する証明書（第2号様式）

(2) 雇用契約書又は採用通知書

(3) 賃金台帳の写し又は出勤簿

2 立ち直り支援応援企業の認定を受けようとする企業の代表者は、市長が別

に定める期限までに、認定申請書に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 契約の締結状況に関する届出書（第 3 号様式）
- (2) 元請にかかる工事請負契約書又は業務委託契約書の写し
- (3) 一次下請負契約書の写し
- (4) 前 2 号に基づく契約が同一の事業にかかるものであることの確認ができない場合、施工体制台帳若しくは工事下請届（再委託申請書）の写し又は双方の契約の内容が同一である旨を記載した書面
- (5) 宣言書（第 4 号様式）

（認定審査）

第 6 条 市長は、前条の規定に基づき申請のあった認定申請書及び添付書類について審査し、第 3 条の要件を満たすと認めた場合は、立ち直り支援推進企業等の認定を行う。

（認定を受けた企業への支援）

第 7 条 立ち直り支援推進企業等への支援は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市長は、立ち直り支援推進企業等に対し、認定証（第 5 号様式又は第 6 号様式）を交付する。
 - (2) 立ち直り支援推進企業等は、第 9 条に規定する認定の有効期間内において、認定マーク（第 7 号様式）をその企業が発行する印刷物等に表示することができる。
 - (3) 市長は、名古屋市公式ウェブサイト等で立ち直り支援推進企業等の名称や取組内容等を広く公表することができる。
- 2 前項第 2 号に規定する認定マークの使用を希望する立ち直り支援推進企業等は、認定マーク使用届出書（第 8 号様式）を市長に提出するものとする。

（変更・廃止の届出）

第 8 条 立ち直り支援推進企業等は、次の各号に掲げる場合には、名古屋市立ち直り支援推進企業等認定申請事項（変更・廃止）届出書（第 9 号様式）を

市長に提出するものとする。

- (1) 企業及び事業所の名称を変更したとき。
- (2) 企業及び事業所の住所を変更したとき。
- (3) 合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

(認定の有効期間)

第9条 新規に認定を受けた企業の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

(認定の更新)

第10条 認定の更新を受ける企業は、有効期間の最終年度にその更新を受けることができる。

2 前項に規定する更新手続きには、第5条及び第6条の規定を準用する。

(認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取消すことができる。

- (1) この制度の趣旨を著しく逸脱するような社会的不正行為を行ったと認められるとき又は第5条第1項若しくは第2項の申請をしたときに第3条第3項第1号に該当していたことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により第6条の認定を受けたとき。
- (3) 第3条第1項又は第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第3条第3項第3号に該当することとなったとき又は第5条第1項若しくは第2項の申請をしたときに第3条第3項第3号に該当していたことが判明したとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により認定の取消しを受けた企業は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して2年間、認定を申請することができない。

(表彰)

第12条 市長は、立ち直り支援推進企業のうち、第3条第1項第2号に規定する者を認定の申請開始月の前月末までの直近2年の間に通算して3か月間以上雇用した実績が2件以上ある企業を表彰することができる。

2 市長は、表彰を受ける企業に表彰状（第10号様式）を授与する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月18日から施行する。